

平成 25 年 12 月 17 日

第 2 回 八王子市子ども・子育て支援審議会 事業部会 議事資料

(2) 議事

① 市立学童保育所の区域について（確認事項）

『市立学童保育所の区域については、小学校単位とする』

② ニーズ調査結果について（別紙 1）

③ 小学校 6 年生までの受け入れについて（別紙 2）

1. 待機児発生の見込みについて。（別紙 3）

2. 児童の在籍率と原因

3. 4 年生以降も学童保育所に入所する必要性のある児童

4. 受入れ条件（別紙 4）

5. 今後の検討課題の確認

『4 年生から 6 年生までの児童について受け入れる』

受け入れについては、『児童の自立を促進する上で、配慮が必要な児童の受け入れ』の観点。

6. 検討する項目（別紙 5）

④ 入所基準について（別紙 6）

1. 就労要件における指数判定について、現行の問題点
2. 学年延長時の指数判定について
 - i 経済的困窮家庭
 - ii 配慮が必要な児童
 - ア 発達障がい等
 - イ 問題的な行動
 - ウ その他の入所基準
3. その他

学童保育所在籍児を対象としたニーズ調査結果

在籍数 (H25.9.1現在)	回答数	回答率
5,140	3,428	66.7%

「調査スケジュール」

9月10日(火)

9月13日(金)～27日(金)

9月27日(金)～10月7日(月)

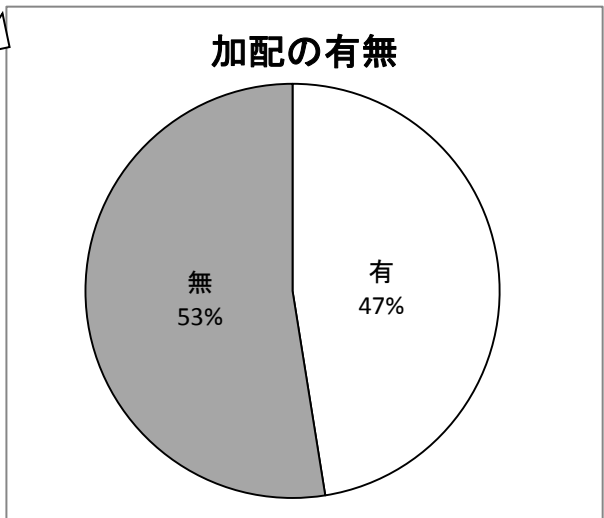
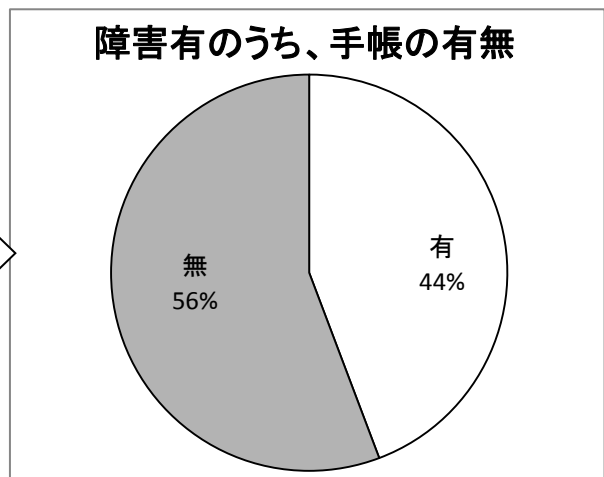
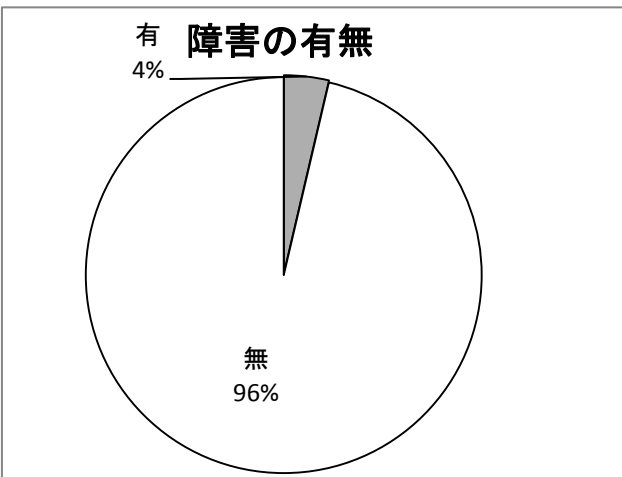
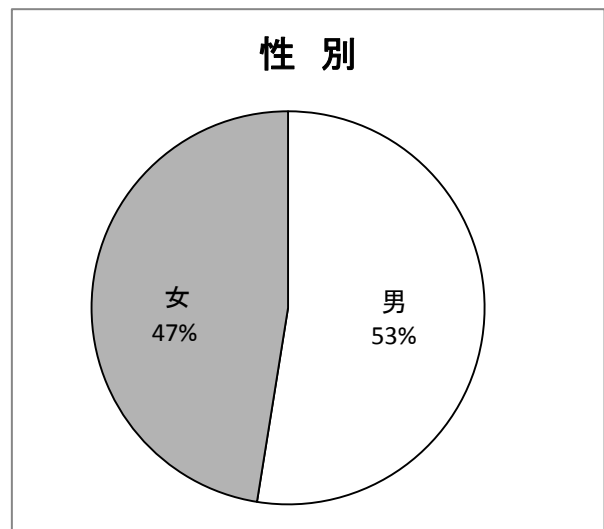
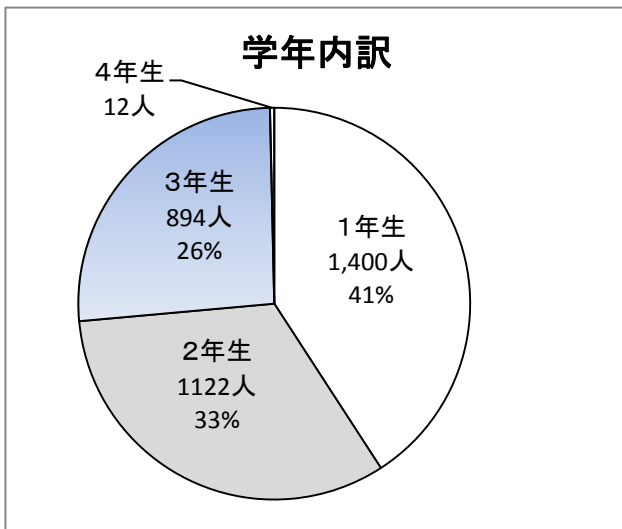
10月8日(火)～

指定管理者に調査依頼(調査票等送付)

保護者に対するアンケートを実施(調査票の配布・回収)

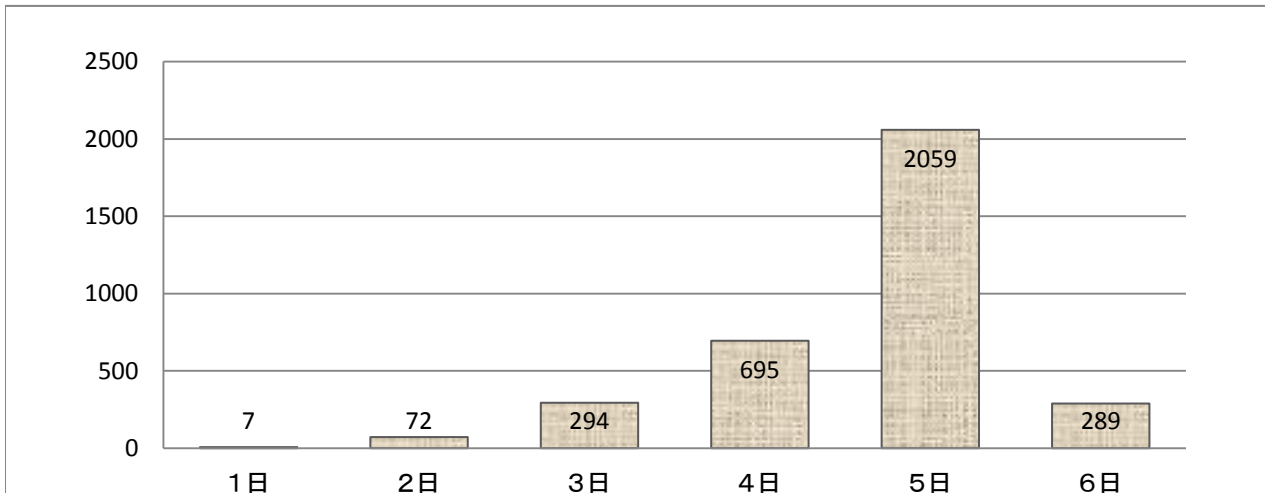
指定管理者が集計。結果を児童青少年課に提出

集計結果の分析

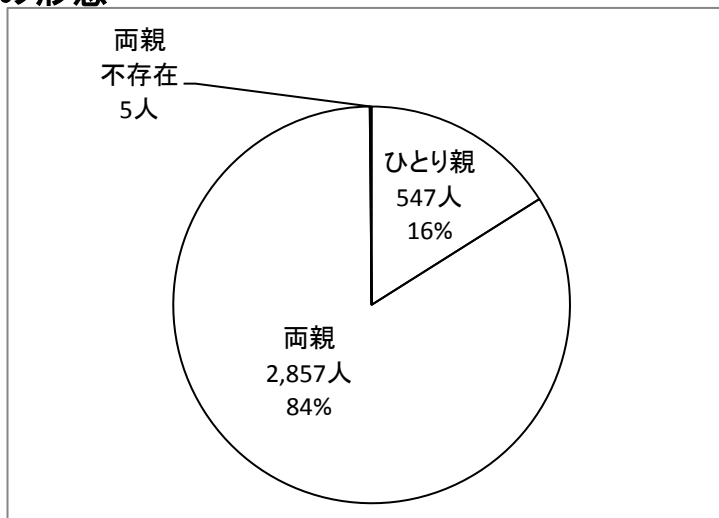


●学童保育所の利用状況

《一週間の利用日数》



●家族の形態

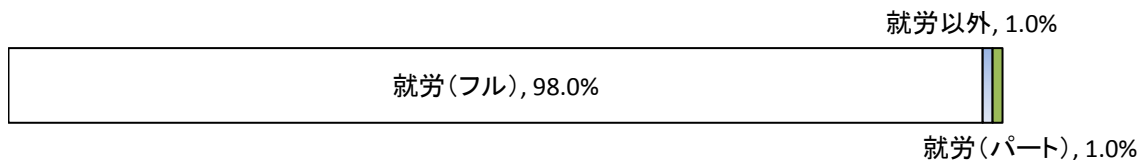


①ひとり親の場合の入所要件内訳

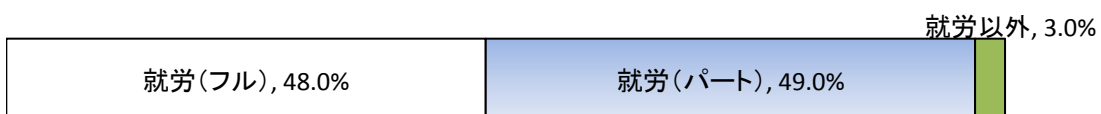


②両親がいる場合の入所要件内訳

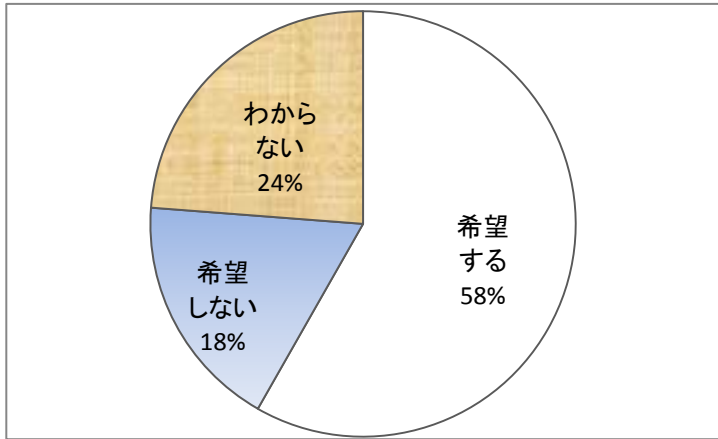
〔父親〕



〔母親〕

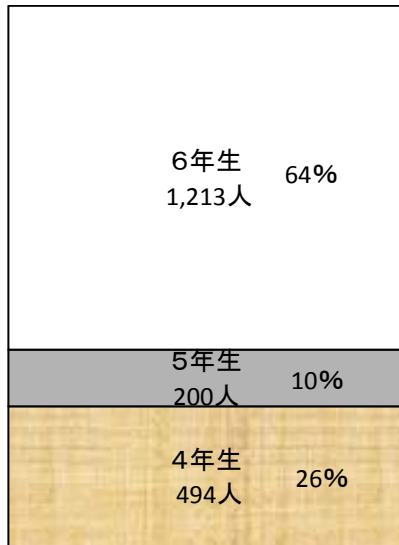


●4年生以降、学童保育所の利用を希望するか

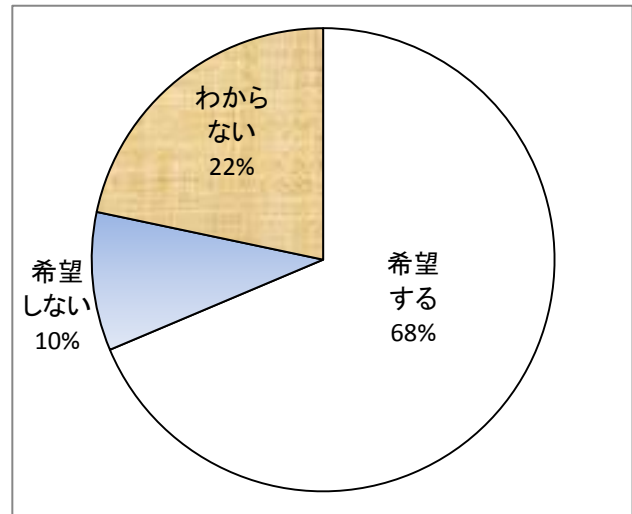


①学童保育所の利用を希望する場合

《何年生まで利用を希望するか》

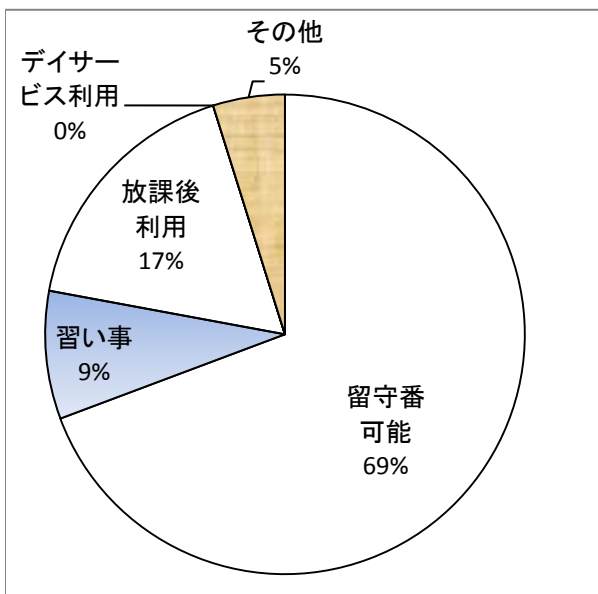


《放課後子ども教室を実施した場合、学童保育所の利用を希望するか》

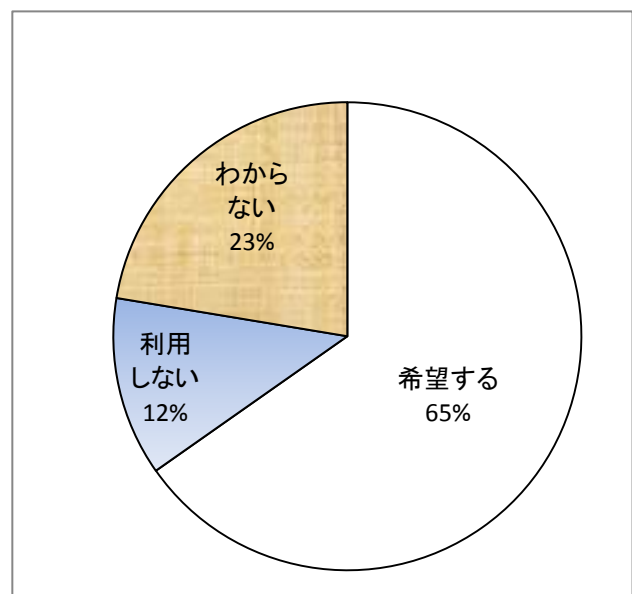


②学童保育所の利用を希望しない場合

《希望しない理由》



《放課後子ども教室を実施した場合、放課後子ども教室の利用を希望するか》



参考 社会保障審議会児童部会

放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 報告書（案）

（平成25年12月11日 P12）

対象年齢の明確化について

- 児童福祉法の改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたが、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館等多様な居場所があることに留意することが必要である。
- また、児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々のクラブにおいて6年生までの受入れを義務化したものではないと整理されている。
- ただし、子ども・子育て支援新制度では、市町村は、支援に係る利用希望を把握した上で、事業の量の見込みと提供体制の確保の内容等を盛り込んだ事業計画を策定し、事業等を計画的に実施することとされており、これらのことにより、必要な者が支援を受けられるよう、市町村において整備を進めていくことが必要である。

クラブ	学童保育所クラブ名	現定員	保育面積施設ごと 児童館の共有含む (㎡)	換算値(A)	児童数(B)	推計待機 児童数(B-A)
1	長房学童保育所	70名	132.00	80名	24名	
2	大和田小学学童保育所第一クラブ	80名	89.93	54名	68名	(14)
4	元八王子小学学童保育所第一クラブ	116名	128.77	78名	105名	(27)
6	中野学童保育所	70名	144.00	87名	35名	
7	北野学童保育所第一クラブ	120名	150.96	91名	120名	(29)
9	川口学童保育所第一クラブ	120名	168.00	101名	85名	
11	由木学童保育所第一クラブ	120名	144.00	87名	100名	(13)
13	船田小学学童保育所第一クラブ	112名	124.76	75名	75名	
15	浅川学童保育所第一クラブ	120名	183.60	111名	111名	
17	由井学童保育所第一クラブ	110名	137.59	83名	56名	
19	横山学童保育所第一クラブ	96名	112.50	68名	63名	
21	上老分方学童保育所第一クラブ	103名	114.68	69名	103名	(34)
23	寺町学童保育所第一クラブ	120名	134.13	81名	119名	(38)
25	寺田学童保育所第一クラブ	70名	125.48	76名	23名	
26	寺田学童保育所第二クラブ	70名	88.40	53名	70名	(17)
27	台町学童保育所第一クラブ	131名	147.00	89名	120名	(31)
29	秋葉台学童保育所第一クラブ	60名	66.60	40名	45名	(5)
30	秋葉台学童保育所第二クラブ	70名	89.10	54名	70名	(16)
31	宮上学童保育所	67名	75.06	45名	56名	(11)
32	鹿島学童保育所	70名	165.00	100名	42名	
33	松が谷学童保育所	70名	194.00	117名	61名	
34	館ヶ丘学童保育所	70名	180.00	109名	35名	
35	別所学童保育所	70名	88.90	53名	64名	(11)
36	南大沢学童保育所第一クラブ	98名	123.74	74名	83名	(9)
38	石川学童保育所第一クラブ	110名	122.10	74名	65名	
40	清水小学学童保育所第一クラブ	109名	121.50	73名	94名	(21)
42	美山小学学童保育所	41名	58.79	35名	12名	
43	南大沢西学童保育所	49名	54.65	33名	20名	
44	千人町学童保育所第一クラブ	87名	100.39	60名	87名	(27)
46	久保山学童保育所第一クラブ	86名	81.62	49名	85名	(36)
48	久保山学童保育所第三クラブ	35名	44.00	26名	35名	(9)
49	片倉台学童保育所	48名	60.90	36名	41名	(5)
50	まつぎ学童保育所第一クラブ	90名	105.40	63名	90名	(27)
52	下柚木学童保育所第一クラブ	91名	86.79	52名	65名	(13)
54	長池学童保育所第一クラブ	70名	97.70	59名	49名	
55	長池学童保育所第二クラブ	60名	77.42	46名	60名	(14)
56	みなみ野学童保育所第一クラブ	70名	78.00	47名	70名	(23)
57	みなみ野学童保育所第二クラブ	50名	56.99	34名	25名	
58	第十小学学童保育所第一クラブ	136名	151.52	91名	136名	(45)
60	元八東小学学童保育所第一クラブ	74名	83.20	50名	62名	(12)
62	加住小学学童保育所	70名	141.75	85名	63名	
63	高嶺小学学童保育所第一クラブ	74名	93.60	56名	48名	
65	七国小学学童保育所第一クラブ	114名	142.87	86名	114名	(28)
67	八木町学童保育所第一クラブ	100名	112.00	67名	71名	(4)
69	由井かたぐら学童保育所	60名	66.25	40名	59名	(19)
70	第九小学学童保育所第一クラブ	71名	79.11	47名	71名	(24)
72	上柚木小学学童保育所	70名	79.11	47名	59名	(12)
73	長沼学童保育所第一クラブ	76名	84.41	51名	76名	(25)
75	中山小学学童保育所	39名	49.92	30名	21名	
76	城山学童保育所第一クラブ	51名	63.76	38名	43名	(5)
77	城山学童保育所第二クラブ	39名	49.82	30名	39名	(9)
78	恩方西学童保育所第一クラブ	100名	118.82	72名	91名	(19)
80	小宮小学学童保育所第一クラブ	131名	149.18	90名	123名	(33)
82	橋原小学学童保育所	60名	90.00	54名	60名	(6)
83	式分方小学学童保育所第一クラブ	86名	96.00	58名	69名	(11)
85	高倉小学学童保育所	69名	76.67	46名	67名	(21)
86	東浅川小学学童保育所	69名	76.67	46名	69名	(23)
87	由木東小学学童保育所第一クラブ	86名	95.84	58名	85名	(27)
89	子安学童保育所第一クラブ	51名	64.86	39名	50名	(11)
90	子安学童保育所第二クラブ	69名	76.67	46名	69名	(23)
91	柗田小学学童保育所第一クラブ	81名	90.00	54名	81名	(27)
93	柗田小学学童保育所第三クラブ	50名	77.22	46名	23名	
94	みなみ野君田小学学童保育所第一クラブ	103名	114.09	69名	103名	(34)
96	由木西小学学童保育所	30名	38.57	23名	12名	
97	上川口小学学童保育所	30名	38.57	23名	9名	
98	横川学童保育所第一クラブ	79名	99.39	60名	75名	(15)
100	からまつ学童保育所	70名	80.90	49名	70名	(21)
101	第四小学学童保育所第一クラブ	74名	78.70	47名	74名	(27)
103	恩方東学童保育所	70名	84.93	51名	61名	(10)
104	山田小学学童保育所第一クラブ	100名	128.77	78名	90名	(12)
106	散田小学学童保育所第一クラブ	102名	129.00	78名	99名	(21)
108	あたご学童保育所	68名	76.38	46名	60名	(14)
109	鍵水小学学童保育所第一クラブ	70名	88.40	53名	69名	(16)
110	鍵水小学学童保育所第二クラブ	70名	119.96	72名	38名	
111	つくみ学童保育所第一クラブ	96名	107.65	65名	96名	(31)
113	つくみ学童保育所第三クラブ	17名	19.80	12名	15名	(3)
114	第一小学学童保育所	65名	78.75	47名	33名	
115	横山第一小学学童保育所第一クラブ	130名	148.75	90名	78名	
	合計	6199	7,896.31	4752	5162	(1018)

参考 社会保障審議会児童部会

放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 報告書（案）

（平成 25 年 12 月 11 日 P）

3. その他の論点②優先利用について

○市町村は放課後児童クラブの提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては、優先順位を付けて対応することも考えられる。優先的に受け入れるべき児童の考え方としては、子ども・子育て支援新制度における保育の優先利用的な考え方や、放課後児童クラブガイドラインの記載を参考に、例えば以下のような対象者が考えられる。が、詳細については、各地域における実情等も踏まえた上で、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理し、国として例示を示すべきである。

- ・ひとり親家庭の児童
- ・生活保護世帯の児童
- ・生計中心者の失業により就労の必要性が高い家庭の児童
- ・虐待や DV のおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童
- ・障害を有する児童

分類	項目
入所基準	学童保育所入所基準
利用料	学童保育所保育料、延長利用料金
職員	資格
	員数
施設	保育室等
	その他
運営	定員
	時間
	一般原則関係
	安全関係
	保健関係
	秘密保持等
	関係機関、保護者との連携
	評価等
	保育内容
	その他
対象	対象児童
市の独自性	八王子市が独自に定める項目

保育所入所選考基準表(現行)

別紙6

別表-1

区分	保護者の状況				選考基準指数	
	類型	番号	細目			
A	居宅外労働	1	外勤	月20日以上 の就労	1日7時間以上の就労を常態とする	10
					1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする	9
					1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする	8
				月16日以上 19日以下 の就労	1日7時間以上の就労を常態とする	9
					1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする	8
					1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする	7
				月12日以上 15日以下 の就労	1日7時間以上の就労を常態とする	8
					1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする	7
					1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする	6
			その他	登録社員等として商品等の訪問販売、斡旋販売、請負販売等を行う業種は内職に準じ選考基準指数を認定する	6~8	
B	自内 営職	2	自営	中心者	月20日以上1日7時間以上の就労を常態とする	10
					月20日以上1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする	9
					月20日以上1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする	8
			協力者	月12日以上1日7時間以上の就労を常態とする	8	
				月12日以上1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする	7	
				月12日以上1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする	6	
		3	内職	月20日以上1日7時間以上の就労を常態とし、かつ月収5万円以上のもの	8	
				月20日以上1日5時間以上の就労を常態とし、かつ月収3万円以上のもの	7	
				月20日以上1日4時間以上の就労を常態とし、かつ月収3万円未満のもの	6	
C	出産等	4	妊娠・出産	切迫流産等で入院加療等が必要なもの	10	
				出産	9	
D	病 心身障害者	5	病 気・ 負傷	入院	入院が1か月以上にわたると見込まれるもの	10
					入院が1か月未満と見込まれるもの	9
			居宅療養	常時病臥	10	
				精神性疾患若しくは感染性の疾病又は特定疾患	10	
				一般療養(週3日以上)の通院を常態とする	8	
				一般療養(週1日~2日以上)の通院を常態とし自宅安静が必要)	7	
				一般療養(上記以外の一般療養で保育に欠けると認められるもの)	6	
		6	心身障害者	身障手帳1・2級該当者及び愛の手帳1・2度該当者	10	
				身障手帳3級該当者及び愛の手帳3・4度該当者	8	
				身障手帳4級該当者	6	
E	介護	7	同居親族の介護	常時介護を必要とする場合又は週5日以上施設通所付添等(身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度、要介護4・5程度)	10	
				一部介護を必要とする場合又は週3日以上施設通所付添等(身障手帳3級、愛の手帳3・4度、要介護2・3程度)	8	
				上記以外の介護(保育に欠けると認められる場合)	6	
F	災害	8	災害	災害(火災・風水害・地震等)復旧に当たっているもの	10	
G	市長による特例	9	不 存 在	父母ともに死亡・行方不明・拘禁等	10	
				求 職 等	内定者で月20日以上1日7時間以上の就労を常態とし、かつ社会保険等加入予定のもの	8
					上記以外の内定者	6
		求職中のもの	5			
		技能取得等	学校教育法に定める学校、国・都・区市町村設置の職業訓練施設又は技能習得施設等に在学している場合は、自営協力者に準じ選考基準指数を認定する(この場合、就労を修学と読み替える。)	6~8		
			上記の学校等に合格しているもの若しくは通信教育又は上記の学校等に該当しない教育機関に在学・合格しているもの	6		
		同居外親族介護	Eに準じ指数を認定する(2親等以内の親族の場合)	6~10		
その他	前各号に掲げるもの以外で、保育に欠けると認められる場合	5~10				

<別表－１の取り扱い>

1. 別表－１の基準日は、保育を希望する月の申し込み締切日とする。
2. 保護者とは、主に子どもを養育している者とする。この表においては原則として母親とし、家庭状況によっては父親とする。
3. 指数の最高は１０、最低は５とする。
4. ひとり親家庭で保護者が就労している場合の指数の最低は８とする。
5. 親族の経営する会社等への勤務で、雇用形態が社会保険加入の常勤社員・職員（社会保険の扶養範囲を超える就労を常態）と同程度であり、その会社等から支払われた給与等で前年若しくは前前年の所得税又は前年度の住民税が課税されている場合（法律に基づく育児休業取得者を除く。）は、居宅外労働とする。なお、社会保険加入と同程度とは、本人の責によらず社会保険加入が義務付けられている事業所が加入を怠っている場合や社会保険加入が義務付けられていない事業所に勤務している場合をいう。
6. 自営中心者とは、経営者（共同経営者を含む。）であり、その事業収入により前年若しくは前前年の所得税又は前年度住民税が課税されている場合とする。ただし、被扶養者は除く。
7. 自営協力者とは、就労日数、就労時間、月額賃金等から自営中心者（親族の経営者を含む）の補助的役割を担っていると認められる者とする（事業所等が、自宅外の場合も含む。）。
8. 特定疾患とは、国及び都の特定疾患として認定されているものをいう。
9. 介護については、診断書等により基準指数を認定する。
10. 入所類型等が２項目以上に該当する場合は、基準指数の高いものとする。
11. 内職でそれぞれの細目にあてはまらない場合は、一つ下の細目の選考基準指数を適用する。その際、一つ下の細目にあてはまらない場合は、そのまた一つ下の細目の選考基準指数を適用する。
12. 在職証明書で「勤務日数」、「勤務時間」及び「月額賃金」等が、「申し込み前６か月の支払い額」と著しく異なる場合は、「申し込み前６か月の支払い額」の日数、賃金等を平均したもので基準指数を認定する。
13. 技能習得等については、在学証明書の他に時間割又はカリキュラム等の修学日数・修学時間により基準指数を認定する。
14. 市長による特例の「その他」に該当する場合は、入所選考会議にて指数を認定する。

保育所入所選考基準指数調整表

別表－2

類 型	番 号	細 目	調 整 指 数
全 体	1	ひとり親家庭等については調整指数（＋）を計上する	＋2
	2	生活保護の家庭については調整指数（＋）を計上する	＋1
	3	単身赴任の場合は調整指数（＋）を計上する	＋1
	4	父親が疾病・負傷により失業中の場合は調整指数（＋）を計上する	＋1
	5	入所希望児童に障害がある場合は調整指数（＋）を計上する	＋1
	6	入所希望児童が多胎児の場合は調整指数（＋）を計上する	＋1
	7	2歳クラスまでの認可保育所・家庭福祉員・B型認証保育所の卒園児は調整指数（＋）を計上する	＋1
	8	就労3か月未満については調整指数（－）を計上する（内定者は除く）	－1
	9	職場で保育をしている場合（有料の企業内託児所等の利用は除く。）又は、市内に養育可能な祖父母が居て、保育をしている場合は、調整指数（－）を計上する。	－1

<別表－2の取り扱い>

- 別表－2の基準日は、保育を希望する月の申し込み締切日とする。
- 番号1のひとり親家庭等の中には、①離婚調停中で別居中の者②父又は母が死亡・生死不明・拘禁・遺棄の者③父又は母が重度の障害を有し就労不能（身障手帳1～2級程度及び愛の手帳1～2度程度）の者④その他ひとり親家庭と同程度と認められるもの等を含む。ただし、単身赴任・離婚前提別居等は含めない。
- 番号4は、父親が疾病・負傷により就労ができない旨が明記されている診断書・離職票等の提出があり、母親が求職中の場合に調整指数を適用する。
- 番号5の入園希望児童の障害については、身障手帳若しくは愛の手帳の交付を受けている児童又は、それと同等であって、集団生活が可能であると判断できる場合に調整指数を適用する。
- 番号7は、4月入園の申し込みをした者に限る。ただし、本園に進級（編入）できる場合は適用しない。
- 番号8の就労3か月未満とは、基準日から3か月未満の間に就労を開始したものとする。ただし、前職の退職日の翌日から起算して1か月以内に就労を開始している場合については、就労3か月未満の調整指数の適用はしない。
- 番号9の職場で保育している場合のうち、自営協力者及び内職は除く。また養育可能な祖父母とは、児童を保育している市内在住の65歳未満の祖父母で、無職の者をいう。ただし、病気、障害、介護に該当する場合は除く。
- 上記以外で特に調整指数が必要なものは入所選考会議にて決定する。

同一指数世帯の優先順位表

別表－3

優先順位	細目
第一順位	希望順位の高い者
第二順位	兄弟姉妹が希望の保育園に在園
第三順位	両親とも不存在又はそれに準ずる世帯
第四順位	<p>第四順位は、次の順で優先する。</p> <p>(1) 病気又は障害者 (2) 災害 (3) 出産 (4) 基準指数10の同居親族の介護 (5) 居宅外労働で社会保険加入あり（健康保険の被保険者等） (6) 居宅外労働で社会保険加入無し（健康保険の被扶養者等） (7) 居宅内労働（自営中心者を優先とする） (8) (4)以外の同居親族の介護 (9) 不存在以外の市長による特例（内定、技能習得又は同居外親族介護、求職中の順とする）</p>
第五順位	ひとり親家庭
第六順位	<p>●第四順位の（5）及び（6）において、指数10の場合は、産前産後休業明け、育児休業明け又は保育施設に児童を預けていて受託証明書等の提出がある者</p> <p>●第四順位の（5）及び（6）において、指数9以下の場合は、産前産後休業明け、育児休業明け又は保育施設に児童を預けていて受託証明書等の提出がある者とし、更に同位の場合は、一か月の就労時間が長い者を優先する。</p>
第七順位	<p>第七順位は、次の順で優先する</p> <p>(1) 未就学児童の多い世帯 (2) 小学3年生以下の児童の多い世帯 (3) 小学3年生以下の児童の平均年齢の低い世帯</p>
第八順位	市内に65歳未満の養育可能祖父又は祖母のいない世帯
第九順位	<p>前年分の主たる生計維持者の所得額の低い者</p> <p>前年分で比較できない場合は前前年分、前前前年分の順で比較する</p>

<別表－3の取り扱い>

1. 別表－3の基準日は、保育を希望する月の申し込み締切日とする。
2. 第二順位について、入所申込児童と入れ替わりで兄弟姉妹が卒園・退園する場合は、優先としない。
3. 第三順位「両親とも不存在に準ずる世帯」については、入所選考会議にて認定する。
4. 第四順位（9）で、市長による特例の「その他」に該当する場合は、入所選考会議にて優先順位を決定する。
5. 第六順位の保育施設とは、認可幼稚園、認定こども園、東京都認証保育所、認可外保育所、有料の企業内託児所、家庭福祉員、ベビーシッター及び認可保育所をいう。なお認可保育所は、受託証明書等の提出は不要とする。
6. 第八順位の養育可能祖父又は祖母とは、市内在住の65歳未満の祖父母で無職の者をいう。ただし、病気、障害、介護に該当する場合は除く。
7. 第九順位の「主たる生計維持者」とは、所得額の高い者をいう。
8. 第九順位で決定しない場合は、入所選考会議において世帯の状況等を考慮して決定する。

八王子市学童保育所入所承認基準表

保 護 者 の 状 況				指数	
種 別	細 目				
1	不存在	父 母 共 に 死 亡 、 行 方 不 明 、 拘 禁 中 等		10	
2	疾病等	出 産	出 産	6	
			入 院	10	
		居 宅 内	疾 病	常 時 病 臥	10
				精 神 性 疾 患	10
				一 般 療 養 (週 3 日 以 上 の 通 院 を 常 態)	8
				一 般 療 養 (週 1 ~ 2 日 の 通 院 を 常 態)	7
			一 般 療 養 (上 記 以 外 の 一 般 療 養)	6	
		心 身 障 害	心 身 障 害 者 手 帳 1・2 級、愛 の 手 帳 1・2 度		10
			心 身 障 害 者 手 帳 3・4 級、愛 の 手 帳 3・4 度		8
3	居 宅 外	勤 務	日 中 7 時 間 以 上 の 就 労 を 常 態	10	
			(月 20 日 以 上)	日 中 4 時 間 以 上 7 時 間 未 満 の 就 労 を 常 態	9
		非 常 勤	日 中 7 時 間 以 上 の 就 労 を 常 態	8	
			(月 12 日 以 上 20 日 未 満)	日 中 4 時 間 以 上 7 時 間 未 満 の 就 労 を 常 態	7
	居 宅 内	自 営	日 中 7 時 間 以 上 の 就 労 を 常 態	9	
			日 中 4 時 間 以 上 7 時 間 未 満 の 就 労 を 常 態	8	
		内 職	日 中 7 時 間 以 上 の 就 労 を 常 態	7	
			(月 20 日 以 上)	日 中 4 時 間 以 上 7 時 間 未 満 の 就 労 を 常 態	6
4	看 護	常 時 介 護 を 必 要 と す る 場 合、週 5 日 以 上 の 入 院、施 設 通 所 等 付 添 (心 身 障 害 者 手 帳 1・2 級、愛 の 手 帳 1・2 度、要 介 護 4・5 程 度)		10	
		一 部 介 護 を 必 要 と す る 場 合、週 3 日 以 上 の 入 院、施 設 通 所 等 付 添 (心 身 障 害 者 手 帳 3・4 級、愛 の 手 帳 3・4 度、要 介 護 2・3 程 度)		8	
		上 記 以 外 の 看 護 (自 宅 療 養 含 む)		6	
5	求 職	求 職 の た め 日 中 外 出 を 常 態		5	
6	そ の 他	前 各 号 に 掲 げ る も の の 他 明 ら か に 児 童 の 監 護 が 出 来 ない 場 合		1	

- ※ 1年生は表中指数に1点を加算する。
- ※ 母子、父子家庭の場合は表中指数に1点を加算する。
- ※ 児童福祉施設等学童を監護できる施設に入所している場合は、入所承認数に余裕がある時に限り入所を承認する。
- ※ 父母がいない場合でも、現に児童の監護をする者を保護者とみなす。
- ※ 居宅内とは、同一敷地内又は同一敷地内程度の範囲に就労場所がある場合をいう。
- ※ 自営の場合でも、通勤を要する場合で月20日以上就労の場合は居宅外就労扱いとする。
- ※ 就学、技能習得等のために現に児童の監護ができない場合は就労に準ずる。

優 先 順 位 表

順位	就 労 等 の 状 況
1	学童の監護ができる祖父母がいない者
2	低 学 年 順
3	要 件 の 種 別
4	午 後 1 時 以 降 の 就 労 時 間 の 長 短
5	1 ヶ 月 の 就 労 日 数 の 長 短
6	帰 宅 時 間 が 遅 い 順
7	1 ヶ 月 の 総 労 働 時 間 の 多 い 順

- ※ 優先順位3については両親不存在、療養要件の順に優先とし、就労、看護に関しては優先順位以下の事項で判断する。
- ※ 保護者(父親と母親)の指数が同じ場合は、優先順位3の要件が低い方の保護者を適用する。同位の場合は、更に、4、5、6、7の順に、要件が低い方の保護者を適用する。